

# 特定複合観光施設区域整備法案に関する国会における議論

## — カジノ施設を含む特定複合観光施設の整備 —

岡田 智明

(内閣委員会調査室)

1. はじめに
2. 提出に至る経緯
3. 整備法案の概要
4. 国会における主な議論
5. おわりに

### 1. はじめに

第 196 回国会に内閣から提出された特定複合観光施設区域整備法案（閣法第 64 号。以下「整備法案」という。）は、平成 30 年 7 月 20 日の参議院本会議で成立した。特定複合観光施設区域整備法（平成 30 年法律第 80 号。以下「整備法」という。）は、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（平成 28 年法律第 115 号。以下「推進法」という。）の規定に基づき、カジノ施設を含む特定複合観光施設（以下「IR」という。）<sup>1</sup>区域の整備を推進するために必要な措置を規定している。一部の地方公共団体では IR 誘致に向けた検討が進められており、今後の IR 開業に向けた動きに注目が集まることが予想される。

本稿では、法案提出までの経緯及び法案の概要を整理し、国会審議における主な議論を紹介する。

### 2. 提出に至る経緯<sup>2</sup>

#### (1) 推進法の成立

<sup>1</sup> 整備法における定義は、3. (1) IRの定義を参照されたい。なお、本稿では、原則として、整備法で規定する「特定複合観光施設」を指すものとし、2. 提出に至る経緯のうち、整備法案提出以前の記載については、一般的な統合型リゾート（Integrated Resort）としての IRを指すものとする。

<sup>2</sup> 推進法をめぐる議論、整備法案提出に至る経緯についての詳細は、榎本尚行「カジノを含む統合型リゾートの実現に向けた取組—特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律の成立と実施法案に係る検討—」『立法と調査』No. 395（平 29. 12. 1）を参照されたい。

カジノ行為<sup>3</sup>は、刑法（明治40年法律第45号）第185条及び第186条に規定する賭博等に当たる行為であることから、カジノ施設を含むIRを整備するに当たっては、IRで行われるカジノ行為を刑法第35条に規定する法令による行為として位置付け、合法化するための立法措置が必要となる。カジノ行為の合法化をめぐっては、これまでに「カジノ特区」の検討などが行われたが、平成14年の総合規制改革会議の「中間とりまとめ」では、刑罰を規定する刑法に関する規制緩和は特区制度の対象外とされた<sup>4</sup>。その後、超党派で設立された議員連盟等において検討が重ねられた。

推進法は、平成27年4月、自民、維新、次世代の3会派（当時）から共同で提出され（第189回国会衆第20号）、平成28年12月（第192回国会）に成立した。同法では、IR区域の整備の推進に関する基本理念、基本方針等が定められるとともに、内閣に特定複合観光施設区域整備推進本部（本部長：内閣総理大臣）を置くこととされ、同本部の下には、学識経験者で構成される特定複合観光施設区域整備推進会議を置き、同会議はIR区域の整備の推進のために講ぜられる施策に係る重要事項について調査審議し、本部長に意見を述べることとされた。また、政府は、同法に基づきIR区域の整備を推進し、法律の施行後<sup>5</sup>1年以内を目途に必要な法制上の措置を講じることとされた。

推進法の国会審議では、刑法の賭博等の罪に該当する行為を許容する立法措置に当たっては、刑法との整合を図ることが求められることを踏まえ、実施法<sup>6</sup>と刑法との整合性について議論が行われたほか、カジノ施設を含むIR区域の整備による利用者のカジノ行為への依存、既存のギャンブル等依存症患者への対策等について議論が行われた。同法案に対して付された附帯決議（同法案に対しては衆議院及び参議院の内閣委員会においてそれぞれ附帯決議が付されているが、以下、参議院内閣委員会における附帯決議を単に「推進法附帯決議」という<sup>7</sup>。）では、政府が推進法に基づき法制上の措置を講じるに当たり、「特定複合観光施設区域の整備の推進に係る目的の公益性、運営主体等の性格、収益の扱い、射幸性の程度、運営主体の廉潔性、運営主体の公的管理監督、運営主体の財政的健全性、副次的弊害の防止等の観点から、刑法の賭博に関する法制との整合性が図られるよう十分な検討を行うこと。」（第2項）とされ、目的の公益性など八つの観点を踏まえた検討を行うことを求めた。また、ギャンブル等依存症予防等の観点から、「特定複合観光施設区域の数

---

<sup>3</sup> 2. 提出に至る経緯のうち、整備法案提出以前の記載については、カジノ施設で行われるゲームを用いて賭け事をするを指すものとする。なお、本稿では、原則として、整備法で規定する「カジノ行為」を指すものとし、整備法では、「カジノ事業者と顧客との間又は顧客相互間で、同一の施設において、その場所に設置された機器又は用具を用いて、偶然の事情により金銭の得喪を争う行為であって、海外において行われているこれに相当する行為の実施の状況を勘案して、カジノ事業の健全な運営に対する国民の信頼を確保し、及びその理解を得る観点から我が国においても行われることが社会通念上相当と認められるものとしてその種類及び方法をカジノ管理委員会規則で定めるもの」とされている。

<sup>4</sup> 総合規制改革会議「中間とりまとめ—経済活性化のために重点的に推進すべき規制改革—」（平14.7.23〈<http://www8.cao.go.jp/kisei/siryo/020723/5.html>〉（以下、URLの最終アクセスは、いずれも平成30年10月10日である。））

<sup>5</sup> 推進法の施行日は、一部の規定を除き平成28年12月26日である。

<sup>6</sup> 推進法の国会審議では、同法に基づく法制上の措置は「実施法」と呼称されていたが、実際に提出された法案では、「整備法」とされた。

<sup>7</sup> 参議院内閣委員会における附帯決議の内容は、衆議院内閣委員会の附帯決議の内容に、マネー・ローンダリング対策の実施に係る項目（第12項）等が加えられたものである。

については、(中略) 厳格に少数に限ることとし、区域認定数の上限を法定すること。」(第4項)、「カジノには厳格な入場規制を導入すること。」(第8項)とされたほか、「ギャンブル等依存症患者への対策を抜本的に強化すること。」(第10項)とされ、推進法附帯決議では、「カジノにとどまらず、他のギャンブル・遊技等に起因する依存症を含め、ギャンブル等依存症対策に関する国の取組を抜本的に強化するため、ギャンブル等依存症に総合的に対処するための仕組・体制を設けるとともに、関係省庁が十分連携して包括的な取組を構築し、強化すること。また、このために十分な予算を確保すること。」(同項)とされた。なお、ギャンブル等依存症に関しては、第196回国会において、ギャンブル等依存症対策基本法(平成30年法律第74号)が成立している<sup>8</sup>。

## (2) 整備法案提出に向けた検討

政府は、推進法に基づき、平成29年3月に特定複合観光施設区域整備推進本部を設置した。その後、特定複合観光施設区域整備推進会議における検討を経て、同年7月、「特定複合観光施設区域整備推進会議取りまとめ～『観光先進国』の実現に向けて～」(以下「取りまとめ」という。)<sup>9</sup>が策定された。「取りまとめ」では、IR区域、カジノ規制、弊害防止対策、公租公課、カジノ管理委員会等に係る制度設計の方向性が示されたが、入場料、入場回数制限、IR区域の上限数及び上限数の見直し時期、納付金率等に関する具体的な数値等は示されず、政府内での検討に委ねられた。

政府は、更に国民的な議論を尽くす観点から「取りまとめ」に対するパブリックコメントや全国での説明・公聴会を実施し、制度設計の検討に当たっての参考とすることとした<sup>10</sup>。

その後、「取りまとめ」の内容等を踏まえ、政府において最終的な法律案の作成が進められ、「取りまとめ」において具体的な数値等が示されなかった入場料等を含め、与党協議を経て決定された<sup>11</sup>。

これらの検討を経て、整備法案が平成30年4月27日に国会(衆議院)に提出された。

## 3. 整備法案の概要

整備法案は、推進法に基づく措置として、健全なカジノ事業の収益を活用してIR区域の一体的な整備を推進することにより、我が国において国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するため、都道府県又は政令指定都市(以下「都道府県等」という。)による区域整備計画<sup>12</sup>の作成及び国土交通大臣による当該区域整備計画の認定の制度、カジノ事業

<sup>8</sup> ギャンブル等依存症対策基本法では、ギャンブル等依存症対策に関し、基本理念が定められ、国、地方公共団体等の責務が明らかにされたほか、基本的施策として、教育の振興、調査研究の推進、3年ごとの実態調査等が規定された。

<sup>9</sup> 特定複合観光施設区域整備推進本部事務局ウェブサイト<[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/ir\\_promotion/ir\\_kaigi/pdf/h290731\\_kettei.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/ir_promotion/ir_kaigi/pdf/h290731_kettei.pdf)>

<sup>10</sup> 「取りまとめ」に対して寄せられた意見及びそれに対する回答は、特定複合観光施設区域整備推進本部事務局ウェブサイト<[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/ir\\_promotion/kokumintekigiron/kekka.html](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/ir_promotion/kokumintekigiron/kekka.html)>を参照されたい。

<sup>11</sup> 『読売新聞』(平30.4.4)

<sup>12</sup> 「取りまとめ」では、「懸念事項への対応、周辺インフラの整備や周辺環境対策等の都道府県等の施策を含めた区域に係る整備計画」(「取りまとめ」16頁参照)とされている。

の免許その他のカジノ事業者<sup>13</sup>の業務に関する規制措置等を規定しており、その主な内容は以下のとおりである（整備法案の概要は図表 1 参照）。

図表 1 整備法案の概要

<b>特定複合観光施設区域整備法案の概要</b>	
<small>※IR推進法第5条：政府は、必要となる法制上の措置については、同法施行後1年以内を目途として講じなければならない。</small>	
<b>1. 目的</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 適切な国の監視及び管理の下で運営される健全なカジノ事業の収益を活用して地域の創意工夫及び民間の活力を生かした特定複合観光施設区域の整備を推進することにより、国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するため、必要な事項を定め、もって観光及び地域経済の振興に寄与するとともに、財政の改善に資することを目的とする</li> </ul>
<b>2. 特定複合観光施設（IR）区域制度</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「特定複合観光施設」は、カジノ施設と①国際会議場施設、②展示施設等、③我が国の伝統、文化、芸術等を生かした公演等による観光の魅力増進施設、④送客機能施設、⑤宿泊施設から構成される一群の施設（⑥その他観光客の来訪・滞在の促進に寄与する施設を含む）であって、民間事業者により一体として設置・運営されるものとする</li> <li>○ 国土交通大臣による基本方針の作成、都道府県又は政令市（都道府県等）による民間事業者との区域整備計画の共同作成・認定申請、国土交通大臣による区域整備計画の認定やIR事業者の監督等所要の制度を規定</li> <li>○ 認定申請に当たり、都道府県はその議会の議決及び立地市町村の同意、政令市はその議会の議決を要件化</li> <li>○ 認定申請に関する立地市町村の同意に当たっては、条例により立地市町村の議会の議決事項とすることも可能</li> <li>○ 認定区域整備計画の数の上限は3とする</li> <li>○ IR事業者に対し、カジノ収益の活用に当たって、国土交通大臣による毎年度の評価結果に基づき、IR事業の事業内容の向上、認定都道府県等が実施する施策への協力に充てるよう努めることを義務付け</li> </ul>
<b>3. カジノ規制</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ IR事業者は、カジノ管理委員会の免許（有効期間3年・更新可）を受けたときは、カジノ事業を行うことができる。この場合、免許に係るカジノ行為区画で行う、免許に係る種類及び方法のカジノ行為については、刑法第185条（賭博）及び第186条（常習賭博及び賭博場開張等凶利）は適用しない</li> <li>○ その他のカジノ事業関係者（主要株主等、カジノ施設供用事業者、施設土地権利者、カジノ関連機器メーカー等）についても、免許・許可・認可制とする</li> <li>○ カジノ施設を1に限定するほか、カジノ行為区画のうち面積制限の対象部分及び上限値を政令等で規定</li> <li>○ カジノ事業者に、業務方法書、カジノ施設利用約款、依存防止規程（本人・家族申告による利用制限を含む）及び犯罪収益移転防止規程の作成を義務付け、免許申請時にカジノ管理委員会が審査（変更は認可が必要）</li> <li>○ 日本人等の入場回数を連続する7日間で3回、連続する28日間で10回に制限。本人・入場回数の確認手段として、マイナンバーカード及びその公的個人認証を義務付け</li> <li>○ 20歳未満の者、暴力団員等、入場料等未払者、入場回数制限超過者については、カジノ施設への入場等を禁止。カジノ事業者に対しても、これらの者を入場させてはならないことを義務付け</li> <li>○ このほか、カジノ行為の種類及び方法・カジノ関連機器等、特定金融業務（貸付け等）、業務委託・契約、広告・勧誘、カジノ施設等の秩序維持措置、従業者等について所要の規制を行う</li> </ul>
<b>4. 入場料・納付金等</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 日本人等の入場者に対し、入場料・認定都道府県等入場料として、それぞれ3千円/回（24時間単位）を賦課</li> <li>○ カジノ事業者に対し、国庫納付金（①カジノ行為粗収益（GGR）の15%及び②カジノ管理委員会経費負担額）、認定都道府県等納付金（GGRの15%）の納付を義務付け</li> <li>○ 政府及び認定都道府県等は、納付金の額に相当する金額を、観光の振興に関する施策、地域経済の振興に関する施策その他の法の目的等を達成するための施策並びに社会福祉の増進及び文化芸術の振興に関する施策に必要な経費に充てるものとする</li> </ul>
<b>5. カジノ管理委員会</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 内閣府の外局としてカジノ管理委員会を設置。委員長及び4名の委員は両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命</li> <li>○ カジノ事業者等に対する監査、報告の徴収及び立入検査、公務所等への照会、調査の委託、監督処分等について規定</li> </ul>
<b>6. 施行期日等</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公布の日から起算して3年を超えない範囲内において、順次、政令で定める日から施行</li> <li>○ 最初の区域整備計画の認定日から起算して5年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要がある場合に所要の措置。ただし、認定区域整備計画の数については、「7年を経過した場合」とする</li> </ul>

（出所）特定複合観光施設区域整備推進本部資料

<sup>13</sup> 3.（2）IR区域制度参照

## (1) IRの定義

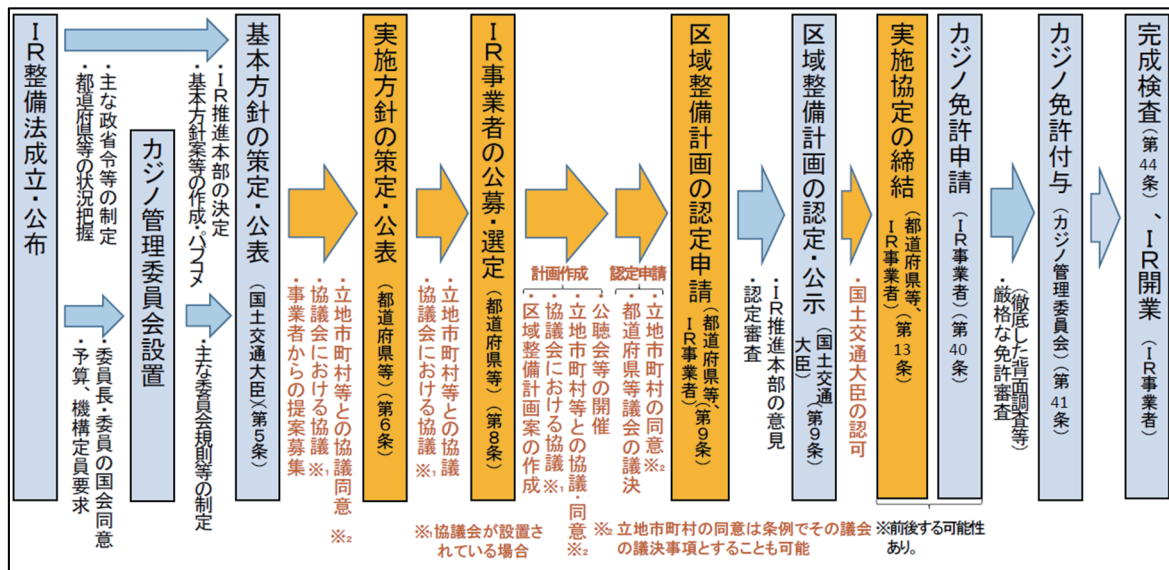
整備法案では、「特定複合観光施設」(IR)の定義について、カジノ施設と(ア)国際会議場施設、(イ)展示施設等、(ウ)我が国の伝統、文化、芸術等を生かした公演等による魅力増進施設、(エ)送客機能施設、(オ)宿泊施設から構成される一群の施設((ア)から(オ)までに掲げるもののほか、観光客の来訪・滞在の促進に寄与する施設を含む。)であって、民間事業者により一体として設置され、及び運営されるものとされている。

このうち、(ア)国際会議場施設、(イ)展示施設等、(エ)送客機能施設、(オ)宿泊施設については、政令で定める基準に適合するものとされており、(ウ)魅力増進施設については、政令で定めるものとされている。

## (2) IR区域制度

IR開業までの流れは「取りまとめ」における整理を踏まえ、図表2のとおりとされている。

図表2 IR開業までのプロセス



(出所) 特定複合観光施設区域整備推進本部事務局資料より抜粋

すなわち、区域整備計画の認定、IR事業者<sup>14</sup>の監督等を行う主体である国土交通大臣は、IR区域整備の意義や目標、区域認定に関する基本的な事項等を規定した「基本方針」を定める。都道府県等は、基本方針に則してIR区域の位置・規模、施設の種類や民間事業者の募集・選定手続等を定めた「実施方針」を作成し、公募によりIR事業者を選定する。都道府県等とIR事業者は、共同で作成した区域整備計画について、国土交通大臣に対して認定の申請を行い、国土交通大臣は、当該区域整備計画が基本方針に適合するもの

<sup>14</sup> 本稿では、IR施設の設置及び運営に係る事業を行う事業者一般を便宜、「IR事業者」ということとする。

であること等の基準に適合すると認めるときは、当該区域整備計画を認定することができる。なお、国土交通大臣が区域整備計画を認定する際の基準の一つとして、認定区域整備計画<sup>15</sup>の数が3を超えることとならないことが定められており、国内で開業が認められるIR区域の数は最大で3箇所となる。国土交通大臣の認定を受けた都道府県等（以下「認定都道府県等」という。）とIR事業者においては、事業実施に当たって事業に係る詳細な事項を定めた「実施協定」を締結し、同協定は国土交通大臣による認可の対象とされている。IR事業者は、国土交通大臣による区域整備計画の認定を受けた後、カジノ管理委員会に対してカジノ事業の免許の申請を行い、同委員会は、審査を行った上で、IR事業者に対してカジノ事業の免許を付与する（以下、区域整備計画の認定を受けたIR事業者であって、カジノ事業の免許を受けてカジノ事業を行うものを「カジノ事業者」という。）。

なお、整備法案は、一部の規定を除き、公布の日<sup>16</sup>から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされている。IR開業までのプロセスのうち、カジノ管理委員会の設置等のカジノ管理委員会に関する事項については、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、基本方針の策定から実施協定の締結までのIR区域に関する事項については、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされている。

また、整備法案では、IR事業者の監督を適切に行う観点から、国土交通大臣による区域整備計画の認定の取消しや、国土交通大臣及び認定都道府県等によるIR事業者に対する指示等の規定が設けられたことに加え、国土交通大臣は、認定区域整備計画の実施状況についての評価を行うこととされており、認定都道府県等及びIR事業者は、当該評価の結果を、認定区域整備計画に係る業務運営の改善に適切に反映させなければならないものとされている。なお、IR事業者は、カジノ事業の収益の活用に当たっては、当該評価の結果に基づき、当該収益をIR事業等の事業内容の向上及び認定都道府県等が実施する認定区域整備計画に関する施策への協力に充てるよう努めなければならないとされている。

### （3）カジノ規制

#### ア カジノ事業の免許

整備法案では、IR事業者がカジノ管理委員会の免許を受けたときは、当該免許に係るカジノ施設において、当該免許に係る種類及び方法のカジノ行為に係るカジノ事業を行うことができるものとされており、この場合において、当該免許に係るカジノ行為区画で行う当該カジノ行為については、刑法第185条及び第186条の規定は、適用しないものとされている。刑法の賭博等に該当する行為を例外的に許容するため、適用除外規定が置かれている。

IR事業者へのカジノ事業の免許付与は、IR事業者からの申請に基づき行われるが、この際、IR事業者等の財務状況や社会的信用の有無等についての審査（いわゆる背面調査）を行うこととされている。

---

<sup>15</sup> 国土交通大臣の認定を受けた区域整備計画

<sup>16</sup> 整備法の公布日は、平成30年7月27日である。

## イ 入場規制

カジノ施設への入場規制として、整備法案では、20歳未満の者<sup>17</sup>、暴力団員等<sup>18</sup>、入場料又は認定都道府県等入場料を納付しない者及び入場回数<sup>19</sup>が制限数に達している者の入場を禁止しており、カジノ事業者はこれらの者をカジノ施設へ入場させてはならないとされている。入場回数が制限数に達している者については、日本人等<sup>20</sup>であって、カジノ施設に入場し、又は滞在しようとする日から起算して過去7日間における入場回数が既に3回に達しているもの及び過去28日間における入場回数が既に10回に達しているものとされており、短期（過去7日間）及び長期（同28日間）の入場回数制限が設けられている。

## ウ 特定金融業務（特定資金貸付業務）

カジノ事業者は、「特定金融業務」として、特定資金移動業務<sup>21</sup>、特定資金受入業務<sup>22</sup>、特定資金貸付業務、両替業務を行うことができるとされている。

このうち、特定資金貸付業務は、カジノ行為を行う顧客の依頼を受けて、当該顧客に金銭を貸し付ける業務である。特定資金貸付業務では、金銭を貸し付けることができる者を、外国人非居住者、カジノ管理委員会規則で定める金額以上の金銭（預託金）を当該カジノ事業者の管理する口座に預け入れている者に限定している。また、カジノ事業者は、指定信用情報機関<sup>23</sup>が保有する信用情報<sup>24</sup>を使用して、返済能力に関する事項を調査し、その結果に基づいて貸付限度額を顧客ごとに定めなければならないとされており、貸付限度額を超えて貸し付けることは認められない。

## （4）入場料・納付金

整備法案では、国及び認定都道府県等は、カジノ行為区画への入場者（外国人非居住者を除く。）に対し、それぞれ3千円（合計6千円）の入場料を賦課することとされている。入場料及び認定都道府県等入場料は、カジノ行為区画への入場時（賦課入場時）に賦課され、入場から24時間経過時（再賦課基準時）になお同区画に滞在しているときに再賦課さ

<sup>17</sup> 我が国における競馬等の公営競技においては、未成年者の投票券（勝馬投票券等）の購入が禁止されているところ、第196回国会において、成年年齢を20歳から18歳に改めること等を内容とする民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）が成立した。同法では、経済取引を独立して行うことができる年齢の下限を引き下げる趣旨の成年年齢の引下げと青少年保護のための投票券の購入禁止の趣旨が異なること等から、投票券の購入禁止年齢は20歳未満を維持することとされており、こうした経緯を踏まえ、整備法案では、青少年の健全育成の観点から、20歳未満の者についてカジノ施設への入場を禁止している（第196回国会衆議院内閣委員会議録第24号24頁（平30.6.1）参照）。

<sup>18</sup> 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から起算して5年を経過しない者

<sup>19</sup> 整備法案では、「入場回数」と規定されており、「入場料を賦課されてカジノ行為区画に入場した回数及び入場料を再賦課され又は入場料を再々賦課された回数」（3.（4）入場料・納付金参照）とされている。

<sup>20</sup> 本邦内に住居を有しない外国人（外国人非居住者）以外の者

<sup>21</sup> カジノ行為を行う顧客の依頼を受けて、銀行その他のカジノ管理委員会規則で定める金融機関を介し、カジノ事業者の管理する当該顧客の口座と当該顧客の指定する預貯金口座との間で当該顧客の金銭の移動に係る為替取引を行う業務

<sup>22</sup> カジノ行為を行う顧客の依頼を受けて、当該顧客の金銭を受け入れる業務

<sup>23</sup> 貸金業法（昭和58年法律第32号）第3章の2において規定されている。

<sup>24</sup> 顧客の借入金の返済能力に関する情報

れ、再賦課基準時から24時間経過時（再々賦課基準時）になお同区画に滞在しているときに再々賦課される。なお、再賦課基準時、再々賦課基準時においても、賦課入場時と同額の合計6千円を賦課することとされているが、入場料及び認定都道府県等入場料は、入場者が賦課入場時、再賦課基準時、再々賦課基準時から24時間を経過するまでの間に反復してカジノ行為区画に入場しようとする場合には賦課されない。

また、カジノ事業者は、国庫納付金として、カジノ行為粗収益<sup>25</sup>の100分の15に相当する額及びカジノ管理委員会経費負担額を納付し、認定都道府県等納付金として、カジノ行為粗収益の100分の15に相当する額を納付することとされている。

国庫納付金の使途に関して、政府は、国庫納付金の額に相当する金額を、観光の振興に関する施策、地域経済の振興に関する施策その他の整備法案の目的及び国の責務<sup>26</sup>を達成するための施策並びに社会福祉の増進及び文化芸術の振興に関する施策に必要な経費に充てるものとされており、認定都道府県等納付金の使途についても同趣旨の規定が設けられている。

#### （5）カジノ管理委員会

整備法案では、カジノ施設の設置及び運営に関する秩序の維持及び安全の確保を図ることを任務とするカジノ管理委員会を内閣府の外局として設置することとされている。同委員会は、委員長及び4名の委員で構成され、委員長等は両議院の同意を得て、内閣総理大臣により任命される。具体的な職務として、カジノ事業に係る免許付与のほか、カジノ事業者等に対する監査、報告の徴収及び立入検査等が規定されている。

#### （6）見直し規定

整備法案では、法律の見直しに関する規定が設けられている。整備法全体の見直しは、施行後最初に認定される区域整備計画の認定の日から起算して5年後、認定区域整備計画の上限数の見直しは、当該認定の日から起算して7年後とされた。

これに加え、推進法では、推進法及び同法に基づく法制上の措置等について、推進法施行後5年以内を目途として必要な見直しが行われるべきものとされており、推進法の見直しとともに整備法の見直しが行われることとなる。

---

<sup>25</sup> （1）賭金総額－（2）顧客への払戻金（「コンプ」は含まない。）＋（3）顧客相互間のカジノ行為により得られた利益とされている。なお、「コンプ」（カジノ行為関連景品類）とは、顧客をカジノ行為に誘引するための手段として、カジノ事業者がカジノ行為に付随して相手方に提供する物品、金銭、役務その他の経済上の利益等とされている。

<sup>26</sup> 整備法案では、国は、推進法第3条の基本理念にのっとり、我が国において国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するため、IR区域の整備の推進に関する施策（IR区域の周辺地域の開発及び整備、交通環境の改善その他のIR区域の整備に伴い必要となる関連する施策を含む。）を策定し、及び実施するとともに、犯罪の発生の予防、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持、青少年の健全育成、カジノ施設に入場した者がカジノ施設を利用したことに伴い受ける悪影響の防止並びにこれらの実施のために必要な体制の整備その他のカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策を策定し、及び実施する責務を有するとされている。



## 4. 国会における主な議論

整備法案の国会審議では、衆議院及び参議院の本会議において趣旨説明・質疑が行われ、衆議院及び参議院の内閣委員会において、政府に対する質疑のほか、参考人に対する質疑が行われた。また、参議院内閣委員会では、整備法案の採決に当たり、31項目からなる附帯決議（以下「整備法附帯決議」という。）が行われた。国会審議における主な議論の内容は、以下のとおりである。

### (1) 整備の意義及び経済効果

#### ア IR整備による経済効果

IRに係る経済効果として、土地造成・施設建設等の建設による経済効果や、雇用創出、消費拡大等の運営による経済効果のほか、カジノ施設の収益による財政改善への寄与が期待される<sup>27</sup>、整備法案では、法律の目的として地域経済の振興や財政の健全化が掲げられている。これまでに民間のシンクタンク等においてIR整備に関する経済効果の試算が行われているが<sup>28</sup>、政府は同様の試算を行っていない。政府が試算を行わないことの是非について議論が行われたほか、ギャンブル依存症等のカジノがもたらす負の側面への対策に要する費用等を考慮してもなお、負の影響を上回る経済効果が見込めるのかと疑問が示された<sup>29</sup>。また、整備法案が成立した場合、既にIR事業を展開している海外の事業者の出資を受けた事業者が選定され、収益が海外に流失することになるのではないかと懸念が示された<sup>30</sup>。

経済効果について、政府参考人からは、「現段階では、IRがどこに設置されるのか、また具体的にどのような内容の施設が設置されるのか不明でございますので、(中略) 経済効果、雇用効果、財政上の効果などを定量的に試算することは困難だと」考えている旨答弁があった<sup>31</sup>。また、負の側面への対策に要する費用について、石井国務大臣からは、「定量的な評価というのはなかなか難しいところがございますが、数字的に評価をしているわけではございませんが、カジノの設置についてはさまざまな弊害を心配する声もございまして、依存症防止対策、犯罪・治安維持対策、青少年の健全育成対策として厳格な入場規制や広告・勧誘規制など、重層的かつ多段階な措置を講じている」との答弁があった<sup>32</sup>。

収益の海外への流失について、政府参考人は、「IR事業者には、無論、法人税や地方税など通常の公租公課に加えまして、カジノ行為の粗収益には特別に別途30%の納付金

<sup>27</sup> 「諸外国におけるIRについて」（平29.4.6第1回特定複合観光施設区域整備推進会議資料4）参照

<sup>28</sup> IRに係る経済効果の試算については、一般社団法人日本経済団体連合会「新たな成長を実現する大規模MIC施設開発に向けて～国際競争力と情報発信力の強化、観光立国の実現のために～」(平25.6.17 <<http://www.keidanren.or.jp/policy/2013/060.html>>)、みずほ総合研究所株式会社「リサーチ TODAY カジノ開設の経済効果は3.7兆円と大きい」(平26.10.14 <<https://www.mizuho-ri.co.jp/publication/research/pdf/today/rt141014.pdf>>)等を参照されたい。

<sup>29</sup> 第196回国会衆議院内閣委員会議録第24号12頁(平30.6.1)

<sup>30</sup> 第196回国会衆議院内閣委員会議録第23号9～10頁(平30.5.31)

<sup>31</sup> 第196回国会衆議院内閣委員会議録第22号22頁(平30.5.30)

<sup>32</sup> 第196回国会衆議院内閣委員会議録第24号12頁(平30.6.1)

を課すということになってございますので、そういう意味では、I R事業が、まずは国そして地方の財政へ」貢献することになる旨答弁した。「さらに、I R事業者は、カジノ事業の収益を、新たな設備投資などI R事業の事業内容の向上ですとか、あるいは地元の都道府県などが実施をする施策の協力に充てるよう努めるということを法案の中に書き込んでおりますし、また、これらについて国土交通大臣が毎年度行います評価の対象として、その評価結果を業務運営の改善に適切に反映させることをI R事業者などに義務付けているところ」であるとした上で、「このような仕組みによりましてカジノ事業の収益の確実な公益還元が図られることから、カジノ事業の収益が海外に流出するだけだということにはならないと」考えている旨答弁した<sup>33</sup>。

#### イ I Rの利用者に占める外国人旅行者の割合

地方公共団体が行った試算等では、I Rの利用客の7～8割が日本人と見込まれている<sup>34</sup>。整備法案の目的として、I Rの整備を推進することにより国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現することが掲げられているところ、I Rの利用者に占める外国人旅行者の割合の想定や滞在型観光の実現へ与える効果が問われた。

安倍内閣総理大臣は、「日本型I Rにおいては、これまでにないスケールとクオリティを有する総合的なリゾート施設として、世界中から観光客を集め、日本各地の豊かな自然、固有の歴史、文化、伝統、食などの魅力を紹介し、I R区域への来訪客を全国各地に送り出すことにより、I Rが世界と日本の各地とをつなぐ交流のハブとなっていくことが期待され」とし、「このような魅力ある日本型I Rを整備していくことによって、I R整備区域以外も含めて、できる限り多くの外国人が日本に来訪したいと思えるような施設を整備することが重要であると」考えている旨答弁しつつも<sup>35</sup>、I Rの利用者に占める外国人旅行者の割合について、政府参考人からは、「現段階ではまだ、I Rがどこに設置されるのか、そして事業者がどういう施設で、どういうビジネスモデルで誘客活動をやるのか、そういうことが不明でございますので、お答えすることは難しい」旨答弁があった<sup>36</sup>。

この点に関して、整備法附帯決議では、「政府は、特定複合観光施設、とりわけカジノ施設の顧客の多くを日本人が占める可能性があることに鑑み、区域整備計画の認定、認定区域整備計画の実施の状況の評価に当たっては副次的弊害の防止に配慮するとともに、外国から多くの観光客を呼び込むとの観点を重視すること。」(第3項)とされている。

## (2) 区域整備計画認定等に係る手続の公正性等の確保

整備法案では、I R開業までのプロセスとして都道府県等によるI R事業者の選定、国

<sup>33</sup> 第196回国会参議院内閣委員会会議録第26号3頁(平30.7.12)

<sup>34</sup> 大阪府「統合型リゾート(I R)立地による影響調査 調査報告書概要版」(平29.3.30第1回I R推進会議資料3 <<http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/29985/00000000/3.pdf>>)、北海道「I Rに係る新たなインバウンド誘致企画調査事業調査報告書」(平30.3 <<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kkd/newinboundreport.pdf>>)を参照されたい。

<sup>35</sup> 第196回国会参議院内閣委員会会議録第28号8頁(平30.7.17)

<sup>36</sup> 第196回国会衆議院内閣委員会会議録第24号16頁(平30.6.1)

土交通大臣による区域整備計画の認定、カジノ管理委員会によるカジノ事業の免許付与等が規定されている。これらのプロセスにおいて、いかに恣意性を排除し、公正性・透明性を確保するかが議論となった。

安倍内閣総理大臣は、「IR事業者の選定に当たっては、公正性や透明性を確保する観点から、都道府県又は政令指定都市に対し、恣意的に特定の事業者を選定することなく、広く公募の方法により選定することを義務付けており」、「IR区域の認定に当たっては、IR整備法の目的に最大限資するよう、全閣僚から構成されるIR推進本部の意見を聞いて、国土交通大臣において認定基準に適合するかどうかを厳正に審査していくこととして」いる旨答弁した。また、「カジノ事業免許の審査については、独立した強い権限を持つ、いわゆる三条委員会<sup>37</sup>であるカジノ管理委員会が厳正かつ公正に行うこととしており」、「これら審査の具体的な方法については、今後、国土交通大臣及びカジノ管理委員会において検討を行うこととしておりますが、いずれにせよ、透明性を確保した上で、公平かつ公正に実施するようにしてまいります」旨答弁した<sup>38</sup>。

また、区域整備計画の認定について、石井国務大臣は、「透明性の確保が重要でございますので、あらかじめ、審査項目、審査基準等、具体的な審査方法を定め、公表することが必要と考えて」いる旨答弁し、「さらに、認定数の上限内ですぐれた計画を認定するために、例えば第三者による審査委員会を設置すること等により、公平かつ公正に審査を実施することが必要と考えて」いる旨答弁した<sup>39</sup>。

この点に関して、整備法附帯決議では、「国、都道府県等は、海外のカジノ事業者が民間事業者に選定されることを目指した働きかけに対し、収賄等の不正行為を防止し、選定の公正性・透明性を確保すること。」(第7項)とされている。

### (3) カジノ事業と刑法の賭博に関する法制との整合性

推進法の国会審議(2.(1)推進法の成立参照)等を踏まえ、刑法が禁止する賭博等に該当するカジノ行為を整備法案で合法とすることができる根拠について議論が行われた。

石井国務大臣は、「整備法案の立案過程におきましては、附帯決議で示された八つの観点を踏まえた検討がなされた上、IR整備法案の内容は、それぞれの観点に関連した諸制度が整備されており、刑法の賭博に関する法制との整合性が保たれたものと考えて」いる旨答弁した<sup>40</sup>。その上で、八つの観点のそれぞれについて、政府参考人は、「目的の公益性との関係では、本法律案において、カジノ収益の内部還元によるIR区域整備を通じた観光及び地域経済の振興等、並びにカジノ収益の国庫等納付、社会還元を通じた公益の実現を具体化する諸規定が具体的に設けられているものと承知して」いる旨答弁し、「2番目の運営主体等の性格との関係では、カジノ事業免許等に基づく事業者その他の関係者の厳格な管理監督等、3番目の収益の扱いとの関係では、カジノ収益の内部還元によるI

<sup>37</sup> いわゆる三条委員会の例としては、内閣府設置法に基づく組織として公正取引委員会などが、国家行政組織法に基づく組織として原子力規制委員会などが挙げられる。

<sup>38</sup> 第196回国会参議院内閣委員会会議録第28号4頁(平30.7.17)

<sup>39</sup> 第196回国会衆議院内閣委員会会議録第22号26頁(平30.5.30)

<sup>40</sup> 第196回国会衆議院本会議録第28号22頁(平30.5.22)

R 区域整備を通じた観光及び地域経済の振興、あるいはカジノ収益の国庫等納付、社会還元を通じた公益の実現等、それから 4 番目の射幸性の程度との関係では、カジノ行為の種類及び方法の制限、あるいは公正なカジノ行為の実施の確保、さらにはカジノ施設へのアクセスの制限等、また 5 番目の運営主体の廉潔性との関係では、カジノ事業の免許制やカジノ関連機器等製造業<sup>41</sup>等の許可制による廉潔性の確保等、また 6 番目の運営主体の公的管理監督との関係では、専門の規制、監督機関であるカジノ管理委員会による規制、監督等、7 番目の運営主体の財政的健全性との関係では、カジノ事業免許申請時の財政的健全性の審査等、最後の 8 番目の副次的弊害の防止との関係では、重層的、多段階的な依存防止対策、青少年の健全育成及び暴力団員等の排除や、上乘せしたマネーロンダリング対策等にそれぞれ関する制度設計が附帯決議の趣旨に沿った形で行われているものと理解をしている」旨答弁した<sup>42</sup>。

八つの観点のうち、目的の公益性に関して、IR 事業者が民間事業者であることから、民間事業者による私的利益の追求が行われるカジノ事業が公益性を有すると言えるのかとの指摘がなされた<sup>43</sup>。

石井国務大臣は、整備法案では、目的の公益性の観点に関して、「カジノ収益の内部還元による IR 区域整備を通じた観光及び地域経済の振興等、カジノ収益の国庫等納付、社会還元を通じた公益の実現を具体化した諸制度を整備をして」いる旨答弁し、「具体的には、カジノ収益の内部還元による IR 区域整備を通じた観光及び地域経済の振興等につきましては、カジノ事業収益が活用され、一つの IR 事業者により IR 事業が一体的、継続的に行われることを区域整備計画の認定基準とすること、IR 事業者に対し、カジノ事業収益を IR 事業内容の向上等に充当するよう努めることを義務付けるとともに、国土交通大臣がカジノ事業の収益の再投資状況を含めた区域整備計画の実施状況について毎年度評価を行うことを規定をしており」、「また、カジノ収益の国庫等納付、社会還元を通じた公益の実現につきましては、国及び認定都道府県等は、一般的な租税とは別に、カジノ行為粗収益に納付金を賦課すること、これらの収入は、観光及び地域経済の振興等の本法案の目的や責務を達成するための施策や社会福祉の増進及び文化芸術の振興施策に充てることを規定をしている」旨答弁した。その上で、「このように、IR 整備法案におきましては、民間の活力を生かして実施される IR 事業により、公益を実現するための制度設計がなされているもの」である旨答弁した<sup>44</sup>。

この点に関して、整備法附帯決議では、「政府は、事業計画に関する国土交通省令を定めるに当たっては、設置運営事業者等の公益性を確実に担保するとの観点から、設置運営事業者等がカジノ事業の収益をカジノ施設以外の施設の設備投資等に確実に充てるよう必要な措置を講ずること。」（第 9 項）とされている。

---

<sup>41</sup> カジノ関連機器等を製造し、及びこれを販売し又は貸与する事業

<sup>42</sup> 第 196 回国会衆議院内閣委員会議録第 22 号 28 頁（平 30.5.30）

<sup>43</sup> 第 196 回国会参議院内閣委員会議録第 26 号 20 頁（平 30.7.12）

<sup>44</sup> 第 196 回国会参議院内閣委員会議録第 26 号 27 頁（平 30.7.12）

#### (4) 入場回数制限等による依存防止対策の有効性

カジノ施設を含む I R 区域の整備をめぐることは、推進法の国会審議の段階でも利用者のカジノ行為への依存を助長することになるのではないかとの議論がなされていたところ

(2.(1) 推進法の成立参照)、整備法案における依存防止対策について、石井国務大臣は、「カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除に関しまして、国及び地方公共団体の責務として明確に位置づけるとともに、国の基本方針及び都道府県等の実施方針に基づき、区域整備計画や実施協定において都道府県等及び I R 事業者が実施する施策及び措置を記載することを義務づけておりまして、こうした制度的枠組みを通じまして依存防止対策が適切に講じられていくこと」になる旨答弁した。さらに、「具体的な依存防止対策といたしまして、I R 区域数の限定やカジノ施設の規模の制限、一つの I R 区域におけるカジノ施設の数を一つに限定すること、日本人等を対象とした一律の入場回数制限や入場料の賦課、依存防止規程に基づく本人、家族の申出等による利用制限措置や相談窓口の設置、日本人等に対する貸付業務や広告、勧誘等の誘客時における規制といった重層的、多段階的な取組を制度的に整備して」いる旨答弁した<sup>45</sup>。

依存防止対策としての入場回数制限の効果<sup>46</sup>について、政府参考人からは、「現時点でそういう科学的な根拠に基づくエビデンスベースの統計学的にも検証された論文があるわけではない」と認識している旨答弁があった<sup>47</sup>。なお、依存症対策としての入場料の効果について、「取りまとめ」では、「依存症対策としての入場料の効果についての科学的知見は必ずしも確立されていない」としている<sup>48</sup>。

これらを踏まえ、依存防止対策の効果について追跡調査を実施するのにかについて問われた。政府参考人は、「ギャンブル等依存症対策基本法では、政府は3年ごとにギャンブル等依存症問題の実態を明らかにするために必要な調査を行わなければならない」とされていることを踏まえ、「今後、こういう定期的な実態調査を政府が回していく中でその実施状況を確認をしていくということが基本になると思っておりますし、また、それに加えて、このカジノ事業を規制、監督するカジノ管理委員会においても、これらの調査結果を注視しつつ、あるいは、このカジノ管理委員会は個別のカジノ事業者からこういう依存防止のための措置の報告を受け、その評価結果なども事業者から報告を受けることになっておりますので、必要に応じてカジノ管理委員会でも依存防止対策の在り方について適切に検討を進めていく」旨答弁し、「知見の向上とか、こういうエビデンスベースの研究の進展状況なども踏まえて適切に検討をしていくことを考えて」いる旨答弁した<sup>49</sup>。

この点に関して、整備法附帯決議では、「政府は、カジノ施設への入場回数制限並びに入場料及び認定都道府県等入場料とカジノ行為に対する依存との関連性について、カジノ事

<sup>45</sup> 第 196 回国会衆議院内閣委員会議録第 22 号 31 頁 (平 30.5.30)

<sup>46</sup> 整備法案では、入場回数を 24 時間単位で計算することとしており、日数にすると、連続する 7 日間で最大 6 日、28 日間で最大 20 日入場することが可能となることから、依存防止対策として不十分ではないかとの指摘がなされた (第 196 回国会参議院内閣委員会議録第 28 号第 26 頁 (平 30.7.17))。

<sup>47</sup> 第 196 回国会参議院内閣委員会議録第 26 号 16 頁 (平 30.7.12)

<sup>48</sup> 「取りまとめ」62 頁参照

<sup>49</sup> 第 196 回国会参議院内閣委員会議録第 28 号 20 頁 (平 30.7.17)

業者等の協力を得て検証し、必要に応じて、適切な対策を講ずること。」(第13項)とされている。

#### (5) 特定資金貸付業務を認めることによる悪影響

カジノ事業者が顧客に対して資金を貸し付ける業務である特定資金貸付業務に対しては、利用者のギャンブル依存の助長や多重債務につながるとの指摘がなされた<sup>50</sup>。政府参考人は、「貸付けをする業務につきましては、依存を助長するのではないかという御懸念があることは十分理解するところ」である旨答弁した上で、「したがって、日本人等の顧客に対しては貸付業務を原則として禁じているわけでごさいます、一定程度の金額をあらかじめカジノ事業者の自分の口座に預託できるような、言わば富裕層(中略)の方にしか貸付けができないというふうに限定をしておりますし、貸付けに際しては限度額を設定とか、様々な制度設計を御提案申し上げているところ」である旨答弁した<sup>51</sup>。

貸付限度額に関しては、貸金業法では、過剰貸付けの禁止の規定が置かれており、顧客の年収の3分の1を超える貸付けを原則として禁止する、いわゆる総量規制が設けられている。一方で、整備法案には同様の規制が設けられておらず、特定資金貸付業務においても総量規制を設ける必要があるのではないかと指摘があった。石井国務大臣は、「一律の総量規制というわけではなくて、今回の法案の中では、預託金というハードルがありますけれども、相当の額の預託金を預け入れる人については、それぞれの方の収入や資産の状況あるいは債務の状況等々、個人ごと貸し付ける上限額を決めている」と答弁し、「そのことをカジノ管理委員会もきちんと監督をするという形で健全性を担保していきたいと考えて」いる旨答弁した<sup>52</sup>。

この点に関して、整備法附帯決議では、「政府は、カジノ事業者による特定資金貸付業務がカジノ行為に対する依存を助長することのないよう、慎重な検討を行った上で預託金の額を定めること。また、多重債務等の問題が生じないよう、カジノ事業者に対し顧客の返済能力に関する調査を徹底させるとともに、貸付限度額の把握に努めること。」(第19項)とされている。

#### (6) カジノ管理委員会の体制等

カジノ管理委員会の事務体制について、政府参考人は、「今後の予算編成過程の中で、政府の中で具体化をしていく」ことになる旨答弁し、事務体制の整備に当たっては、「カジノ管理委員会が与えられましたさまざまな調査権限などを確実に行使することができるように、幅広い業務の特性に応じた人材を各行政分野から確保するとともに、専門的知見を有する民間人材の任用についても、必要に応じて検討をしてみたい」と考えている旨答弁した。また、「外国の規制当局との交流ですとかなどを含め、事務局の職員が十分な研修、

<sup>50</sup> 第196回国会衆議院内閣委員会議録第24号6～7頁(平30.6.1)

<sup>51</sup> 第196回国会参議院内閣委員会議録第26号11頁(平30.7.12)

<sup>52</sup> 第196回国会衆議院内閣委員会議録第26号8～9頁(平30.6.8)

キャパシティービルディングをしていくということも重要だと」考えている旨答弁した<sup>53</sup>。

専門的知見を有する民間人材の任用に関して、カジノ管理委員会がカジノに関する規制を厳格に執行する必要があることを踏まえ、カジノ事業者やその関連事業者からの人材の任用を禁止するべきではないかとの指摘があった。石井国務大臣は、「カジノ事業者から、外部から職員を任用するかどうかというのは、それは明確に定めていないところではありますが、ある意味で、カジノを管理するためには、カジノの実態を知っている人を任用するというのも一つあり得るかもしれ」ないとした上で、「ただし、(中略)カジノ事業者との間の癒着など、カジノ規制事務の公正性、中立性にいささかの疑念を持たれないようにすることが大前提ということ」である旨答弁した<sup>54</sup>。

この点に関して、整備法附帯決議では、「政府は、カジノ管理委員会の事務体制の整備に当たっては、同委員会の公正性、中立性に疑念を持たれることがないように十分に留意しつつ、カジノ事業の監督を確実に行うことができるよう、必要な人材を確保すること。また、同委員会の職員が必要な能力を備えることができるよう必要な措置を講ずること。」(第27項)とされ、「カジノ管理委員会は、同委員会における審議について、透明性を確保するよう努めること。特に、本法において同委員会に委任された規則の策定については、その検討の経過を明らかにすること。」(第28項)とされている。

#### (7) 認定区域整備計画の上限数見直し

整備法案では、認定区域整備計画の上限数は最大で3箇所とされている。最大で3箇所とした根拠について、政府参考人は、「区域整備計画の整備による効果や影響を検証するに当たりましては、複数の特定複合観光施設区域の整備を行った上で、それぞれの効果や影響を比較考量することが必要になると」考えている旨答弁し、「この場合、地域や事業者固有の事情によらず、制度的な観点から効果や影響を比較考量できる数とする必要があるであろう、こういうことも総合的に勘案いたしまして、上限数を3とすることとした」旨答弁した<sup>55</sup>。

整備法案では、認定区域整備計画の上限数見直しは、施行後最初に認定される区域整備計画の認定の日から起算して7年後とされている。その理由について、政府参考人は、「最初の認定が国交大臣によって行われましてから、恐らく開業までに必要な工事の期間だけ考えても3、4年かか」り、「こういう認定区域数の上限を見直すためには、日本にできるIRの公益実現のパフォーマンスがどうであるか、そして観光政策上のパフォーマンスがどうであるか、そういうことを少なくとも複数事業年度にわたって検証していく必要があるであろう(中略)ことから考えまして、最初の区域認定が行われてから7年経過後にしている」旨答弁した<sup>56</sup>。

この点に関して、整備法附帯決議では、「政府は、(中略)7年後の認定区域整備計画数

<sup>53</sup> 第196回国会衆議院内閣委員会議録第26号10頁(平30.6.8)

<sup>54</sup> 第196回国会衆議院内閣委員会議録第26号11頁(平30.6.8)

<sup>55</sup> 第196回国会衆議院内閣委員会議録第22号23頁(平30.5.30)

<sup>56</sup> 第196回国会衆議院内閣委員会議録第25号3頁(平30.6.6)

の上限の見直しについて、特定複合観光施設区域の整備による経済効果及び周辺地域も含めた治安等への負の影響を検証した上で、慎重に検討すること。」(第4項)とされている。

## 5. おわりに

整備法の成立を踏まえ、平成31年度予算の概算要求では、カジノ管理委員会設立等に要する経費として、約60億円が計上され<sup>57</sup>、平成31年度の機構・定員要求では、カジノ管理委員会の新設に伴う体制整備として、95人の新規要求が行われており<sup>58</sup>、政府において整備法の施行に向けた検討が進められている。

I R整備へ向けた今後の動きとしては、整備法に基づく政令等の制定やカジノ管理委員会委員長及び委員に係る人事案の国会への提示が予定されている。整備法案の国会審議の際には、政令等への委任事項が多く設けられている点が批判されており、整備法の目的の実現やカジノ規制の実効性を確保する観点から、今後制定される政令等の内容や、国会に提示されるカジノ管理委員会委員長等の人事案が注目される。また、その後に行われる、都道府県等による事業者の選定や国土交通大臣による区域整備計画の認定においては、透明性や公正性を確保しつつ、公益実現に資するよう事業者、区域整備計画を選定・認定することが求められる。

政令等の制定やカジノ管理委員会委員長等の人事案に係る十分な検討が必要であることはもちろんだが、今後予定される整備法等の見直しも非常に重要である。推進法の規定を踏まえ、平成33(2021)年12月までに、推進法及び整備法の見直しが行われる見込みであり、これに加え、整備法では、施行後最初に認定される区域整備計画の認定の日から起算して5年後、7年後の見直しに関する規定が設けられた。整備法附帯決議では、「政府は、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律附則第2項に基づき本法の見直しを行うに当たっては、本法に基づく政令、省令及びカジノ管理委員会規則に定める事項について十分な検討を行った上で必要な措置を講ずるとともに、その結果を国会に報告すること。」

(第31項)とされており、今後の見直しの際には、整備法附帯決議に基づく政府からの報告の内容や、I Rの開業が観光、地域経済の振興、財政の改善に与える効果、入場回数制限等による依存防止対策の効果等の検証を行い、I R区域整備の在り方について十分な検討が望まれる。

(おかだ ともあき)

<sup>57</sup> 内閣府「平成31年度予算概算要求の概要」(平30.8 <[http://www.cao.go.jp/yosan/soshiki/h31/gaiyou\\_h31.pdf](http://www.cao.go.jp/yosan/soshiki/h31/gaiyou_h31.pdf)>)

<sup>58</sup> 内閣官房内閣人事局「平成31年度機構・定員等の要求状況について」(平30.9.7 <[https://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jinjikyoku/files/h31\\_youkyujukyo.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jinjikyoku/files/h31_youkyujukyo.pdf)>)